

第1章 策定にあたって

- 1 策定の目的
- 文化芸術の意義
 - 改正文化芸術基本法の成立（平成29年6月）
 - 第2期文化薫る地域の魅力づくりプランの後継として文化芸術基本法に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合かつ計画的に推進するため本計画を策定
- 2 計画の位置づけ
- 第六次鹿児島市総合計画（令和3年度策定予定）を上位計画とし、文化芸術分野の個別計画として策定
- 3 計画期間
- 令和4年度～令和8年度（5年間）
 - ※国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画（前期・後期）、文化薫る地域の魅力づくりプランの計画期間を参考

第2章 鹿児島市の文化政策を取り巻く状況

- 1 国の動向
- 文化芸術基本法改正（平成29年6月）及び文化芸術推進基本計画策定（平成30年3月）
 - 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成31年3月）
- 2 社会状況の変化
- 人口減少と少子高齢化 →文化芸術の担い手不足
 - グローバル化 →文化的多様性や相互理解促進
 - 情報通信技術革新
 - 技術を活用した文化活動
 - 情報の受信・発信の多様化
 - 新型コロナウイルスの拡大
 - 文化芸術活動に様々な影響
- 3 市の文化政策の現状と課題
- 第2期文化薫る地域の魅力づくりプランに基づく取組
 - 市が実施する文化芸術に関する取組（市民意識調査結果）
 - 文化芸術に触れる環境が整っていると感じる割合 ※総合計画成果指標より
 - 過去1年間の文化芸術の鑑賞・活動の有無
 - 新型コロナウイルス感染症の鑑賞・活動への影響
 - 過去1年間の文化芸術に関連する施設利用の有無
 - 文化芸術に関する情報の入手のしやすさ
 - 本市の文化的環境の満足度
 - 本市の文化芸術の主な取組の認知度
 - 文化芸術の振興の社会的な効果
 - 文化芸術を生かしたまちづくりに必要な取組

第3章 計画の方向性

- 1 策定にあたっての視点
- ※国の動向や社会状況の変化、第2期プランの成果と課題、市民意識調査等を整理
- 2 基本目標
- 「〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇」
- ※参考
- （第1期）伝承と創造でひらく文化薫るかごしま
 - （第2期）伝承と創造でひらく文化薫るかごしま～多彩な文化資源を活用し人と地域を元気にする～

- 3 基本方針（例）
- 基本方針1
- 文化芸術活動への参加 ～参加する～

- 基本方針2
- 次世代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～
- 基本方針3
- 地域固有の文化財の保存・活用・継承～守る・つなぐ～
- 基本方針4
- 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～活用する～

- 4 計画の体系
- ※体系図

第4章 基本施策（例）

- 1 基本施策
- (1) 文化芸術活動への参加 ～参加する～
- ①文化芸術に触れる機会の創出
 - ②文化芸術活動の活性化
 - ③文化施設の充実と情報の発信
 - ④誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり（高齢者・子ども・障害者など）
- (2) 次世代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～
- ①文化芸術活動を担う人材（アーティスト、マネジメント人材）の育成
 - ②地域伝統芸能の担い手の育成
 - ③子どもが文化芸術に触れる機会の充実
- (3) 地域固有の文化財の保存・活用・継承 ～守る・つなぐ～
- ①地域に残る貴重な文化財の保存・活用
 - ②世界文化遺産の次世代への継承
- (4) 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～活用する～
- ①観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野における文化芸術の活用
 - ②文化芸術を生かした地域振興の推進

- 2 成果指標
- 文化芸術に触れる環境が整っていると感じる割合
 - 過去1年間の文化芸術の鑑賞の有無（仮）

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 推進主体（市・財団）
 - 実行委員会
- 2 計画の進行管理、評価
- (1) 庁内の計画の進捗状況管理を行う組織
 - (2) 外部の計画の進捗状況の検証、評価を行う組織

第1章 策定にあたって

- 1 策定の目的
- 文化芸術の意義
 - 改正文化芸術基本法の成立（平成29年6月）
 - 第2期文化薫る地域の魅力づくりプランの後継として文化芸術基本法に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合かつ計画的に推進するため本計画を策定
- 2 計画の位置づけ
- 第六次鹿児島市総合計画（令和3年度策定予定）を上位計画とし、文化芸術分野の個別計画として策定
- 3 計画期間
- 令和4年度～令和8年度（5年間）
 - ※国の文化芸術推進基本計画、本市総合計画（前期・後期）、文化薫る地域の魅力づくりプランの計画期間を参考

第2章 鹿児島市の文化政策を取り巻く状況

- 1 国の動向
- 文化芸術基本法改正（平成29年6月）及び文化芸術推進基本計画策定（平成30年3月）
 - 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成31年3月）
- 2 社会状況の変化
- 人口減少と少子高齢化 →文化芸術の担い手不足
 - グローバル化 →文化的多様性や相互理解促進
 - 情報通信技術革新
 - 技術を活用した文化活動
 - 情報の受信・発信の多様化
 - 新型コロナウイルスの拡大
 - 文化芸術活動に様々な影響
 - SDGs → 鹿児島市「SDGs 未来都市」選定

- 3 市の文化政策の現状と課題
- 第2期文化薫る地域の魅力づくりプランに基づく取組
 - 市が実施する文化芸術に関する取組（市民意識調査結果）
 - 過去1年間の文化芸術の鑑賞・活動の有無
 - 新型コロナウイルス感染症の鑑賞・活動への影響
 - 過去1年間の文化芸術に関連する施設利用の有無
 - 文化芸術に関する情報の入手のしやすさ
 - 本市の文化的環境の満足度
 - （参考）文化芸術に触れる環境が整っていると感じる割合 ※総合計画成果指標より
 - 本市の文化芸術の主な取組の認知度
 - 文化芸術の振興の社会的な効果
 - 文化芸術を生かしたまちづくりに必要な取組

第3章 計画の方向性

- 1 策定にあたっての視点
- ※国の動向や社会状況の変化、第2期プランの成果と課題、市民意識調査等を整理
- 2 基本目標
- 「〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇」
- ※参考：文化薫る地域の魅力づくりプラン基本目標
- （第1期）伝承と創造でひらく文化薫るかごしま
 - （第2期）伝承と創造でひらく文化薫るかごしま～多彩な文化資源を活用し人と地域を元気にする～

- 3 基本方針（案）
- 基本方針1
- 文化芸術活動への参加 ～参加する～
- 基本方針2
- 文化芸術活動の創出 ～創る～
- 基本方針3
- 次世代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～
- 基本方針4
- 地域固有の文化財の保存・活用・継承 ～守る・つなぐ～
- 基本方針5
- 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～生かす～

- 4 計画の体系
- ※体系図

第4章 基本施策（案）

- 1 基本施策
- (1) 文化芸術活動への参加 ～参加する～
- ①文化芸術に触れる機会の創出
 - ②文化施設の効果的な運営と情報の発信
 - ③誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり（高齢者・子ども・障害者など）
- (2) 文化芸術活動の創出 ～創る～
- ①文化芸術活動の創出と活性化
- (3) 次代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～
- ①文化芸術活動を担う人材の育成
 - ②子どもが文化芸術に触れる機会の充実
- (4) 地域固有の文化財の保存・活用・継承 ～守る・つなぐ～
- ①地域に残る貴重な文化財と世界文化遺産の保存・活用・継承
 - ②地域伝統芸能の担い手の育成
- (5) 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～生かす～
- ①観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携による豊かなまちの創出
 - ②文化芸術を生かした地域の振興

- 2 成果指標
- 本市の文化的環境の満足度
 - 過去1年間の文化芸術の鑑賞の有無
 - 過去1年間の文化芸術の活動の有無
 - （参考）文化芸術に触れる環境が整っていると感じる割合
 - （参考）市民文化祭等の参加者数 ※総合計画成果指標

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進にあたっての視点
- (1) 多様な主体の協働・連携による取組
 - (2) 鹿児島ならではの地域資源を生かした取組
- 2 推進体制
- ※市や財団など関係者について図で記載
- 3 計画の進行管理、評価
- (1) 庁内の計画の進捗状況管理を行う組織
 - (2) 外部の計画の進捗状況の検証、評価を行う組織